

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、令和 7 年度狩川（大峯）県営林素材処分事業による立木（素材）の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 2 月 19 日

山形県庄内総合支庁長 荒木 泰子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番地 1 山形県庄内総合支庁入札室（1 階）
- (2) 日時 令和 8 年 3 月 18 日（水）午前 9 時 30 分

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件の名称及び数量

イ スギ A 材（材長 3 m、末口径 20 cm 以上）	655 本	112.669 m ³
ロ スギ A 材（材長 3 m、末口径 14～18 cm）	206 本	18.192 m ³
ハ スギ B 材（材長 2 m、末口径 16～42 cm）	2,276 本	235.306 m ³
ニ スギ C 材（不定尺）		428.704 m ³
	計	794.871 m ³

(2) 入札に付する物件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 搬出期限 令和 8 年 5 月 29 日（金）

(4) 引渡方法 仕様書のとおり

(5) 引渡場所 現地はい積み個所（別添、はい積み位置図のとおり）

(6) 入札方法 (1) イからニまでの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 2 年以上引き続き業として当該業務（木材若しくは立木の売買）を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番地 1

山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課総務係

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課総務係で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の 100 分の 5 に相当する金額以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 8 年 3 月 10 日（火）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 8 年 3 月 4 日（水）までに提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により売却手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。